



はしがき

地球上では今もあちこちで紛争が起こり、その被害者たちは生命の危険に直面したり、生活に大きな困難を抱えたりしています。「平和なくしては持続可能な開発はありえず、持続可能な開発なくして平和もありえない」。これは持続可能な開発目標（SDGs）に関する国連総会決議文書の一文です。この文章が、まさに現実を表すような時代になってしまいました。

本書は、2022年2月に始まったロシアによるウクライナ侵攻、そして23年10月に始まったイスラエルとパレスチナの Hamas との戦争などを受け、大きく変わっていくこれからの「国際協力」を提示します。2019年末からの新型コロナウイルス感染症の世界的拡大や、深刻化する気候危機等もふまえると、国際協力によって解決すべき課題はどのように変化しているのでしょうか。そして私たちは、国際協力を通じてどのような地球社会をめざすべきなのでしょう。これらは筆者らの問題であると同時に、読者の皆さん1人ひとりが自分で向き合ってほしい問いです。

本書は、大学等における国際協力、国際開発、国際社会、国際事情などの講義や演習で使用してもらうことを念頭に執筆しました。また、授業の一環としてだけでなく、国際協力に興味をもつ方が独自に学ぶ、あるいは学び直す際にも読んでいただきたいと思っています。本書では「国際協力」を、貧しく脆弱な人々や支援を必要

とする人々のために、そして持続可能で公正かつ包摂的であり平和で繁栄した社会をつくるために、主に開発途上国（本書では一貫して途上国と呼びます）や低所得国で行われる活動、と位置づけます。「主に」としたのは、特定の国や地域における活動のみならず、環境問題や感染症対策など地球規模の課題への対応等も含むためです。また、中所得国に区分される国々も対象となる活動もあることから、低所得国のみではなく、それより広い国グループである「途上国」を対象とします。また日本では、「開発協力」や「国際開発協力」という言葉も「国際協力」と同じ意味で使われることがあります。第9章でより詳しく論じますが、人道支援、開発支援、平和構築などさまざまな類似の協力概念があり、本書ではそれらすべてを含めて「国際協力」と呼びます。

読者の皆さんは「国際協力」と聞いて具体的に何を思い浮かべるでしょうか。2023年2月に発生したシリア・トルコ地震における緊急援助、あるいはその後のシリア・アサド政権崩壊後の復興支援を思い浮かべる人、アフガニスタンで30年にわたって地元の人々と共に水利事業に従事していた故中村哲医師のことを思い浮かべる人、チョコレートやコーヒーの生産者に正当な対価を支払うフェアトレードを思い浮かべる人など、さまざまでしょう。NGOでボランティアやインターンをしている人や、知人・友人がソーシャル・ビジネスに取り組んでいる人もいるかもしれません。一方、「国際協力」と聞いても何も思い浮かばない人、なぜ日本国内に課題が山積する中で「国際協力」をしなくてはいけないのかわからないという人もいるかもしれません。本書を読んで、国際協力は遠い国で行われていることだけではなく、身近な活動でもあること、皆さんにも国際協力に携わる力があることを知っていただければ幸いです。

本書は、3部構成になっています。第Ⅰ部では国際協力のさまざまな課題を扱い、第Ⅱ部では、国際協力の多様な担い手について紹介します。第Ⅲ部では、国際協力の未来を描きました。序章以外の14の章はすべて、章扉にクイズ (Quiz) を掲げています。その章で扱うトピックの、知っているようで正確なところはわからない、というような問題を出してみました。また、冒頭には、各章で扱う内容が一目でわかるように、Keywords とその章の構成を図式化した Chapter structure も掲載しました。キーワード以外でも重要と思われる語句は本文内でゴシック体にしてあります。「本章の問い」は、各章を担当する執筆者がぜひ読者に知ってほしい、考えてほしいと思っていたり、その章で扱われているトピックに関して議論されたりしている問いです。

なお本書は、各章の執筆者に加え、有斐閣の編集者の長谷川絵里氏との知的交流の結果であることを申し添えます。

世界のどのような課題に対して国際協力をすべきなのか。そして国際協力によって、どのような地球にしていくべきなのか。本書を通じて一緒に考えましょう。

2024年12月

高須直子・山形辰史

執筆者紹介

執筆順

高須 直子 (たかす なおこ) 編者 序章, 第2章, 第3章, 第9章,
第14章

駒沢女子大学観光文化学部教授。立命館アジア太平洋大学大学院アジア太平洋研究科博士後期課程修了, 博士 (アジア太平洋学)。株式会社日本国際協力機構 (1994~2001年), 国際協力銀行 (2002~03年) を経て, 国連開発計画 (UNDP) に勤務。パキスタン, イラク, 東京, バンコク地域事務所勤務の後, パキスタン国事務所の副代表を務める。タジキスタン国事務所の副代表代行, イスタンブール地域事務所での勤務を経て2020年3月にUNDPを退職。

専門分野: 開発学, 国際協力, 社会的連帯経済

主要著作: 『ポスト資本主義時代の地域主義』(分担執筆) 明石書店, 2024年

山形 辰史 (やまがた たつふみ) 編者 序章, 第5章, 第6章,
第8章, 第13章

立命館アジア太平洋大学アジア太平洋学部教授。ロチェスター大学大学院経済学研究科博士課程修了, 博士 (経済学)。アジア経済研究所 (現: 日本貿易振興機構アジア経済研究所) (1988~2018年), Bangladesh Institute of Development Studies 客員研究員 (2000~01年), 外務省 ODA 評価有識者会議・委員 (2006~10年), 国際開発学会・会長 (2017~20年), 国際協力機構 (JICA) 事業評価外部有識者委員会・委員長 (2024年~現在)。

専門分野: 開発経済学

主要著作: 『テキストブック開発経済学 (第3版)』(共編) 有斐閣, 2015年; 『入門 開発経済学』中央公論新社, 2023年

武内 進一 (たけうち しんいち) 第1章, 第12章

東京外国語大学現代アフリカ地域研究センター教授。東京大学大学院総合文化研究科博士課程修了, 博士(学術)

専門分野: アフリカ研究, 国際関係論

主要著作: 『現代アフリカの紛争と国家』明石書店, 2009年; *African Land Reform Under Economic Liberalisation* (編著) Springer, 2021.

小野 道子 (おの みちこ) 第4章

東洋大学福祉社会デザイン学部准教授。東京大学大学院総合文化研究科博士課程修了, 博士(国際貢献)

専門分野: 子どもの安全保障, 子どもの権利

主要著作: 『ロヒンギャ難民の生存基盤』(分担執筆) 上智大学イスラーム研究センター, 2019年; 『フィールドワークで世界を見る』(分担執筆) 朝倉書店, 2024年

小島 道一 (こじま みちかず) 第7章

日本貿易振興機構アジア経済研究所新領域研究センター上席主任調査研究員。カリフォルニア大学バークレー校大学院農業資源経済学研究科修士課程修了, 修士(農業資源経済学)

専門分野: 環境・資源経済学, 国際資源循環, リサイクル, 廃棄物処理, 海洋プラスチック問題

主要著作: 『リサイクルと世界経済』中央公論新社, 2018年; 「アジアにおける3Rの展開」『環境法政策学会誌』第25号, 2022年

鄭 方婷 (ちえん ふあんていん) 第7章

日本貿易振興機構アジア経済研究所新領域研究センター研究員。東京大学大学院法学政治学研究科博士課程修了, 博士(学術・法学)

専門分野: 国際関係論, グローバル・ガバナンス(環境分野), 非伝統的安全保障, エネルギー・トランジション

主要著作: 『京都議定書後の環境外交』三重大学出版会, 2013年; 『重複レジームと気候変動交渉』現代図書, 2017年

高柳 彰夫 (たかやなぎ あきお) 第10章

フェリス女学院大学グローバル教養学部教授。一橋大学大学院法学研究科
博士後期課程単位取得，博士（法学）

専門分野：国際関係論，国際開発研究，NGO・市民社会研究

主要著作：『グローバル市民社会と援助効果』法律文化社，2014年；『入門
SDGs』（共編著）法律文化社，2024年

佐藤 寛 (さとう かん) 第11章

開発社会学舎主宰。東京大学文学部社会学科卒業。

専門分野：開発社会学，日本の開発経験，開発とビジネス

主要著作：『開発援助の社会学』世界思想社，2005年；『開発社会学を学ぶ
ための60冊』（共編著）明石書店，2015年

目 次

はしがき	i
執筆者紹介	iv

序 章 国際協力と世界	1
1 世界の生活水準格差	2
2 格差が生じた歴史的経緯——植民地化	3
3 格差を縮めることができた国、できなかった国	6
4 国際協力の意義	11

第 I 部 国際協力の課題別アプローチ

第 1 章 暴 力	17
平和の課題、開発の課題	
本章の問い (19)	
1 暴力、開発、国際協力	20
暴力の規模と形態 (20) 暴力と国際協力 (21)	
2 暴力とは何か——ガルトゥングを手がかりに	21
個人的暴力と構造的暴力 (21) 暴力を広くとらえる重要性 (22) 消 極的平和と積極的平和 (23)	

3	今日の暴力——主権国家システムとの関連で	24
	主権国家システムとは何か (24) 主権国家システムの誕生と拡大 (25) 主権国家システムの拡大にともなう問題 (25) 「国家建設の課題」が生む暴力 (27)	
4	暴力と国際協力	29
	冷戦終結後の展開 (30) ルワンダにおける国連 PKO の失敗 (31) 国連 PKO の挫折と変容 (33) 平和構築 (34)	
5	開発と国家建設という課題	35
第2章	貧困と不平等	37
	分かち合うことができるか	
	本章の問い (39)	
1	貧 困	40
	貧困とは何か (40) 貧困の概念 (41) 貧困の定義 (42) 貧困の測定基準 (43) 貧困の現状と複合危機の影響 (45)	
2	不 平 等	48
	何の不平等か (48) 不平等はどのようにとらえられているか (48) 格差は広がっているか (50) 複合危機によってさらに「取り残される」人々 (52)	
3	貧困と格差の関係	52
	貧困と格差にはどのような関係があるか (52) 貧困と格差を同時に削減するには (53) 貧困層の「持っているもの」と、貧困層でない人々との活動 (55)	
第3章	ジェンダー平等	57
	誰かの生きづらさを減らす	
	本章の問い (59)	
1	ジェンダー平等とは	60

ジェンダーとは(60) 女性の地位向上は欧米的価値観の押しつけか(61)

- 2 **どのような課題があるか** 64
教育・保健(64) 雇用・賃金・資産などの不平等(66) 政治参画などにおける不平等(67) 有害な慣行, 性的搾取・虐待(68)
- 3 **アプローチの変遷** 70
開発と女性(WID)アプローチ(70) ジェンダーと開発(GAD)アプローチ(71) ジェンダー主流化(72) 日本の方針と取り組み(73)
- 4 **望ましい社会づくりに欠かせない主体と視点** 74
ケアエコノミー(74) 生きづらさを軽減する(75)

第4章 **子どもの権利保障** 77 すべての子ども・若者への支援

本章の問い(79)

- 1 **国際協力のなかの子ども**
—— 保護の対象から権利の主体へ 80
子どもとは(80) 世界の子どもたちが置かれている状況(81) 子ども支援の主要なアクターと権利ベース・アプローチ(82) 子どもの権利条約と子ども親の転換(83)
- 2 **学ぶ権利の保障** 84
基礎教育を受ける権利(84) 取り残された子どもたちへの学びの確保(85) SDGs時代に求められる教育(87)
- 3 **あらゆる暴力からの子どもの保護** 89
子どもに対する暴力防止イニシアティブ(89) 子どもの保護の課題(90) 緊急時における子どもの保護(92)
- 4 **子どもの権利保障のために必要なこと** 93
地方自治体や地域での分野横断的支援の必要性(93) 子どもの意見の尊重と子どもの最善の利益の追求(94) すべての子ども, そし

て若者も含めた支援へ (95)

第5章 高齢者と障害者 97
より豊かな社会福祉の希求

本章の問い (99)

- 1 高齢化が進む途上国 100
人口転換——多産多死から少産少死へ (100) 途上国でも進む高齢化 (101) さまざまな社会における高齢者の地位 (103) 高齢者の困窮 (104) 高齢者福祉のための財政 (106)
- 2 障害と開発 108
自分と高齢者, 自分と障害者 (108) 障害の医学モデルと社会モデル (109) 自立生活運動と地域に根ざしたリハビリテーション (CBR) (110) 国連・障害者の権利条約 (112) 途上国の障害者の貧困 (113)

第6章 保健と感染症 115
すこやかに生きるために

本章の問い (117)

- 1 徐々に改善する保健水準 118
伸びる平均寿命 (118) 改善する母子保健 (119) 重要性を増す生活習慣病 (121)
- 2 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ 124
——すべての人々に行き届く保健サービス
プライマリー・ヘルス・ケア——医師の不足を補う保健改善 (124)
経口補水療法 (125)
- 3 感染症対策 126
3大感染症——HIV/エイズ, 結核, マラリア (127) 顧みられない熱帯病 (129) 新型コロナウイルス感染症の経験から (131)

第7章 環境と開発 135
持続可能な発展に向けた国際環境協力

本章の問い (137)

- 1 開発援助における環境配慮 (1980年代～) 138
開発援助にともなう環境破壊の防止 (138) 途上国による環境影響評価 (139)
- 2 途上国の公害問題への協力 (1990年代～) 141
日本の経験を伝える (141) 環境センター・アプローチ (142)
- 3 地球環境問題への対応 (1990年代後半～) 142
オゾン層破壊 (143) 水銀汚染 (144) 気候変動・地球温暖化 (145) バリ協定 (147) 先進国と途上国との対立 (149)
- 4 これからの国際環境協力 151
自然災害への対応 (151) プラスチック汚染 (154)

第II部 国際協力の担い手

第8章 国と国との協力 159

本章の問い (161)

- 1 援助の始まり 162
第二次世界大戦という世界的災禍 (162) 旧植民地と旧宗主国の依存関係 (163)
- 2 途上国のための ODA 165
ODA のタイプ (165) ODA の原則 (167) OECD の取り組み (169)
援助効果向上のための援助協調 (171)
- 3 新興ドナーと中国 174

グローバル・サウスの台頭 (174) 中国の対外援助 (174) 協調的
債務再編に向けて (177)

第9章 国際機関の協力 179

本章の問い (181)

1 国連と関連諸機関 182

国連の主要機構 (182) 国連システム (184) 国連諸機関による人
道・開発・平和の連携 (186) 2019年からの国連開発システム改革
(188) 国連の役割と限界 (189)

2 国際開発金融機関 192

ブレトンウッズ機関 (世界銀行とIMF) (192) 地域開発金融機関
(194) 新しい開発金融機関 (195)

3 特定の地域・分野を所掌する機関 196

ODAに関する情報のとりまとめ (196) 域内協力の促進 (197)

4 国際機関と日本 197

主要パートナーとしての日本 (197) 国際機関で活躍する日本人職員
(198)

第10章 市民社会による国際協力 199

本章の問い (201)

1 CSO とは何か 202

NGO とは何か (202) 市民社会, 市民社会組織 (CSO) とは何か
(202) 国際CSO, 北のCSO, 南のCSO (204) CSO はなぜ注
目されてきたのか (205)

2 CSO の開発活動 206

慈善・救援から長期的開発, そして人権ベース・アプローチへ
(206) 開発活動における南北のCSOの役割 (207)

3	CSO のアドボカシー活動	208
	アドボカシーとは (208) SDGs をめぐるアドボカシー (208) ODA をめぐるアドボカシー (209)	
4	市民社会による国際協力の 4 つのチャレンジ	210
	CSO の効果・透明性とアカウンタビリティ (210) 市民社会スペース (211) ODA 機関とのパートナーシップと DAC 市民社会勧告 (213) 南北 CSO の対等なパートナーシップ (216)	
5	CSO の今後	217
第 11 章	企業による国際協力	219
	本章の問い (221)	
1	開発とビジネスの相互接近	222
	三方良し (222) 1% と 99% (222) 開発とビジネスの相互接近 (223) BOP ビジネスの「発見」(225) 開発とビジネスの融合 (227)	
2	倫理的消費者運動とボイコット	228
	パーム油とキットカット (228) フェアトレードと児童労働 (230) ス マートフォンと紛争加担 (231) ラナ・プラザ崩壊の世界史的意義 (232)	
3	SDGs とサプライチェーン・マネジメント	234
	サプライチェーン上の倫理的リスク (234) ESG 投資家の圧力 (236) 追い風としての SDGs (237) 社会的営業許可という概念 (238)	

第 III 部 国際協力の未来

第 12 章 世界の国際協力潮流 …………… 243

本章の問い (245)

1 国際協力のあけぼの …………… 246

SDGs の幅広さ (246) 国際協力前史 (246) 途上国の誕生 (247)
南北問題の「発見」(248) 主権国家システムの世界的拡大 (249)

2 冷戦下の国際協力——構造主義から構造調整へ …………… 249

ケネディ政権と援助実施体制の整備 (249) 構造主義と近代化論
(250) 新国際経済秩序 (NIEO) (252) 新古典派経済学の興隆と
政策転換 (252)

3 開発概念の広がり …………… 253

構造調整とその反作用 (253) 社会開発 (254) 人間開発 (255)
環境と開発 (256)

4 開発と政治 …………… 257

ガバナンス (257) 平和構築 (258) 開発と安全保障の接近 (258)

5 MDGs と SDGs …………… 259

MDGs のコンテキスト (259) 激変する国際環境 (260) SDGs の
仕組みと国際環境 (261) 国際協力の歴史と未来 (261)

第 13 章 日本の国際協力潮流 …………… 263

本章の問い (265)

1 日本の ODA の特徴 …………… 266

アジア重視の配分 (266) 経済インフラと借款の高い構成比 (266)

2 ODA 後発国からトップ・ドナーへ …………… 269

日本の ODA の特徴を生んだ背景 (269) 経済成長、貿易摩擦とトッ

プ・ドナーへの道 (270) 援助理念の要請と 1992 年 ODA 大綱 (271) 2003 年 ODA 大綱と人間の安全保障 (272)

3 開発協力大綱と現在の日本の国際協力 273

遅れてきた「援助疲れ」と 2015 年開発協力大綱 (273) 2023 年開発協力大綱の特徴①——弾みがつく「援助の安全保障化」(275) 2023 年開発協力大綱の特徴②——ヒモ付き援助の進化形としてのオフター型支援 (277) 私たちの開発協力 (279)

第 14 章 どのような社会をめざすのか 281

本章の問い (283)

1 社会的連帯経済とは 284

「社会的連帯経済」概念と定義 (284) 国連総会での社会的連帯経済の推進決議 (286) 国際協力の文脈における社会的連帯経済の役割 (287)

2 多様な経済とこれからの目標 289

多様な経済 (289) ウェルビーイングとは (293) ポスト SDGs と Beyond GDP (294)

3 あなたが考える国際協力 296

豊かさの再考 (296) 社会課題の解決に携わる若者たち (297) 多文化共生社会における国際協力 (298)

引用・参考文献 301

索引 319

/// ウェブサポートページ ///

各章の予習課題などを提供しています。ぜひご利用ください。

https://www.yuhikaku.co.jp/yuhikaku_pr/y-knot/list/20016p/



序

Chapter

章

国際協力と世界

1

世界の生活水準格差

日本に住む私たちの生活は、一般に豊かで平和である。自然災害に見舞われた場合などを除けば、死の危険や暴力に襲われることはまずない。また仮に災害に遭ったとしても救急措置や避難設備を期待できるし、傷病に対する医療保険も完備されている。

日常生活も豊かである。食事は穀物のみならず、肉や魚でタンパク質を摂るのが普通であるし、野菜や乳製品も容易に手に入る。

しかし、世界の約80億人の人口のうち約7億人はこのような豊かで平和な生活を営んでいない。彼ら・彼女らは、低所得や高価格のため穀物が十分に手に入らなかったり、肉や魚ではなく豆などを中心にタンパク質を得ていたりする。下の写真で示したような、弱い建材で作られた住居に住んでいたりすることから災害に対する備えが十分とはいえず、ひとたび災害や傷病に見舞われると、肉体的苦痛や所得源の喪失、資産価値の目減りといった大きな損害を被る。そしてそれらを補償する保険などの制度（セーフティ・ネットと呼ぶ）



竹や草（ジュート）の茎の芯で作った家の壁の前でミーティングを行うバングラデシュの女性たち（2012年、筆者撮影）

が整備されているわけではない。

このように、日本などの高所得国に住む人々と、写真で示したバングラデシュなどの低所得国に住む人々の間には、生活水準、（災害などの）リスク予防や対

処に関して、大きな隔たりがある。

2

格差が生じた歴史的経緯

植民地化

現在の高所得国は、シンガポールやカナダ、韓国そしていくつかの中東の国々を除き、かつて他国を植民地支配した経験を有している。対照的に、現在の低所得国のほとんどは、過去に他国に植民地支配された国々である。

大航海時代と呼ばれた 15 世紀半ばから 17 世紀、スペイン、ポルトガル、オランダ、イギリス、フランスなどヨーロッパ諸国の人々がアメリカ大陸、アフリカ、アジアなどに渡航を始めた。その頃、ヨーロッパの人々とアジア、アフリカ、アメリカの人々との間には技術や知識の面で一定の格差が生じていた。地理・歴史学者のジャレド・ダイヤモンドは、1532 年にスペイン人征服者ピサロとインカ帝国の皇帝アタワルパが現在のペルーで戦ったとき、スペイン側の兵力は 168 人で、インカ側は 8 万人いたにもかかわらず、スペイン側には銃と火薬があり、馬があり、インカ側がもっていた石や青銅製の武器では太刀打ちできなかったため、スペイン人がインカの人々を容易に征服してしまったと説明している (Diamond [1997])。さらにスペイン人たちは意図せずして、ヨーロッパではすでに広まっていた天然痘ウイルスをアメリカ大陸にもち込み、数多くの先住民が天然痘で命を落とすこととなる。

同様に大航海時代から産業革命が始まる 18 世紀後半までの間に、ヨーロッパが他の地域（とくにアジア）より進んだ知識・技術を発展させたことを大分岐 (Great Divergence) と呼ぶ (Pomeranz

[2000])。技術や武力、富の蓄積に関する優位性をもったヨーロッパは、他国を支配しはじめる。支配の方法としては、自国民を定住させる(植民)、自国に有利な条件で取引をさせる、あるいは武力を用いるなどさまざまであった。1542年にスペイン人キリスト教聖職者のラス・カサスが書いた『インディアスの破壊についての簡潔な報告』は、スペイン人征服者が、現在のアメリカ南部から中米、カリブ海諸国、南米のスペイン支配地域において、金品の強奪、罪のない人々の虐殺、拷問、強姦を、広範囲に、かつ数えきれないほど多く行ったことを記録している(las Casas [1552])。聖職者ラス・カサスにとって、同胞がキリスト教の精神からあまりにかけ離れた残虐行為を住民に対して行っているのを見るのは堪えがたいことであった。

1600年にイギリス東インド会社、1602年にオランダ東インド会社が設立され、ポルトガルに続いてオランダ、イギリス、そしてフランスがアジアに進出していく。そしてアジアの香辛料等の商品を得るために、しばしば暴力的に、現地経済をモノカルチャー(単一作物生産)化した(Acemoglu and Robinson [2012] Chapter 9)。

日本で徳川幕府が成立し、それが明治維新で終わる300年弱の間(1603~1868年)、アジアではヨーロッパ諸国が植民地支配を強めていく。イギリスはインド亜大陸(現在のインド、パキスタン、バングラデシュなど)と現在のミャンマー、スリランカ、マレーシア、シンガポールを支配下に置き、フランスは現在のカンボジア、ベトナム、ラオスに進出した。タイはイギリスやフランスに領土を割譲しつつも独立を保った。インドネシアはオランダに支配され「蘭領東インド」と呼ばれた。フィリピンは、世界一周で有名なマゼラン(しかし彼自身は世界一周の途中で死去)が到着して以来スペインの支

配を受け、当時のスペイン皇太子、後のスペイン王フェリペ2世の名にちなんで国名を「フィリピン」とされた。1898年の米西戦争でスペインがアメリカに敗れたことにより、その後は米領となる。ポルトガルは、現在の東ティモール、中国のマカオ、インドのゴアに支配地を残すのみとなる。ヨーロッパ諸国とアメリカは、他国を支配下に置き、自国の拡張を図る帝国主義を押し進めていく。

アフリカもヨーロッパ人に「発見」された後、利用され、収奪されていく。最も象徴的な収奪は、奴隷貿易である。1200万~2000万人もの規模のアフリカ人が自由を奪われ、他人の所有物とされた(Meyer [1986], 宮本 [1997])。移動先はアメリカ大陸・カリブ諸国が中心で、主に農業生産労働者として利用された。大西洋を移動する際、すし詰め状態の船のなかで命を落とす人も多かった。その航海を生き残ってアメリカ大陸で奴隷とされた人々が、現在アメリカ大陸やカリブ諸国で暮らすほとんどのアフリカ系の人々の祖先である。

さらにヨーロッパ諸国はアフリカ支配を進めた。イギリスはエジプトから東アフリカを通して南アフリカまでを支配することを企図し、フランスは主に西アフリカに版図を広げた(岡倉 [2010], 松田 [1997])。1884~85年にはドイツで、アフリカ分割に関するベルリン会議が開催され、現在のコンゴ民主共和国の地域をベルギー王の所有とすることなどを内容とした「ベルリン条約」が締結された。この会議にアフリカ人の代表はまったく参加していないことを強調しておきたい。

20世紀に入り、ヨーロッパ諸国の勢力争いは世界戦争へと発展する。第一次世界大戦(1914~18年)を経て、第二次世界大戦(1939~45年)が終結すると、多くのアジアの植民地が独立を果た

し、1950年代後半にはアフリカの植民地も独立を始める。

忘れてならないのは、日本も西欧列強と肩を並べようと、植民地を広げた歴史をもっているということである。まず1894年の日清戦争によって台湾を獲得し、1904年の日露戦争では南樺太などを領土とした。1910年には韓国を併合し、第一次世界大戦が始まると、それまでドイツが領土としていたカロリン諸島（現在のパラオやマーシャル諸島、米領グアム島を含む）を占領し、第一次世界大戦後はこれらの島々を委任統治領とした（ピーティー [1996]）。さらに1937年からの日中戦争、1941年からの太平洋戦争においては、現在の中国やフィリピン、マレーシア、シンガポール、インドネシア、ミャンマー等に侵攻し、占領した。

1945年に第二次世界大戦が終わるまでに植民地宗主国だった国々は、ドイツや日本のように非常に大きな戦禍を被った国であっても、数年後には戦後復興し、高所得グループに入るほどの発展を遂げた。一方、かつて植民地とされた国々は、シンガポールなどごくわずかな例を除いて、20世紀中は途上国にとどまった。15世紀から始まり、地域ごとに数百年、数十年に及んだ植民地支配は、現在まで続く世界の大きな地理的経済格差の主因と考えられる。

3

格差を縮めることができた国、 できなかった国

植民地支配によって生じた大きな経済格差は、第二次世界大戦後の植民地解放と独立によって、縮小への契機を得た。

新しく独立した国々の多くが、自国民の資本を用いて自国民が生産し、自国民（自国市場）の需要に応えることを目指した。このよ

うな自国主導の発展指向をナショナリズムという（古田 [1996]）。ナショナリズムによって、自国を開発する意気は大いに高まった。たとえばインドネシアの作家のプラムディヤ・アナンタ・トゥールは、代表作『人間の大地』において、インドネシア人が宗主国オランダへの依存心を捨て、ナショナリズムによって主権者としての自覚を高めることの必要性を訴えている（Toer [1980]）。

しかし、とくに人口が比較的小さい国の場合、自国資本や自国市場のみにこだわって生産をするのが得策でないこともあった。アジアの新興工業経済地域（Newly Industrializing Economies : NIEs）と呼ばれた韓国、シンガポール、台湾、香港は、海外市場向け生産（輸出向け生産）に活路を見出し、1960年代から工業化した。外国資本（企業）も、必要に応じて導入した。外国資本を導入し、海外市場に製品を売るのは、経済活動を世界と結びつけるグローバリゼーションの一部と解釈できる。

20世紀後半から21世紀初めにかけて、このようなグローバリゼーションの活力を有効に用いた経済発展が、インドネシア、タイ、中国、フィリピン、ベトナム、マレーシアなど東アジアの国々で観察された。これらの国々と欧米高所得国の経済格差は現在までかなり縮まってきている。これを大収斂（Great Convergence）と呼ぶ（Baldwin [2016]）。

一方世界には、まったく発展がないとはいわないまでも、欧米高所得国との格差が縮小するほどには発展していない国々も多い。国連の分類として後発開発途上国（Least Developed Countries : LDCs）がある。表序-1に列挙された45カ国のLDCsは一般に1人当たり国民所得が低く、社会経済開発課題が大きい。45カ国中33カ国がサハラ以南アフリカに位置する国々である。前述のように第一次世

表序-1 後発開発途上国（LDCs）のリスト

地域	国	地域	国	地域	国
サハラ以南 アフリカ	アンゴラ	サハラ以南 アフリカ	チャド	東 ア ジ ア	カンボジア
	ウガンダ		中央アフリカ		東ティモール
	エチオピア		トーゴ		ミャンマー
	エリトリア		ニジェール		ラオス
	ガンビア		ブルキナファソ	大 洋 州	キリバス
	ギニア		ブルンジ		ソロモン諸島
	ギニアビサウ		ベナン		ツバル
	コモロ		マダガスカル	南 ア ジ ア	ネパール
	コンゴ民主共和国		マラウイ		バングラデシュ
	サントメプリンシペ		マリ		
	ザンビア		南スーダン	中 東	アフガニスタン
	シエラレオネ		モザンビーク		イエメン
	ジブチ		モーリタニア	カ リ ブ 諸 国	ハイチ
	スーダン		リベリア		
セネガル	ルワンダ				
ソマリア	レソト				
タンザニア					

注：国連後発開発途上国・内陸開発途上国・小島嶼開発途上国担当上級代表事務所による、2023年時点のリストである。「ラ米」はラテンアメリカの略である。

出所：筆者作成。

界大戦（1914～18年）前までにアフリカは（エチオピア、リベリアを除く）ほぼ全土がヨーロッパ諸国によって植民地化された。植民地化の手段として、経済をモノカルチャー化したり、人々の対立を煽ったりした影響が、今にも残っている場合がある。それらが現在の低い社会経済発展状況に反映されている。

アフリカ以外のLDCsの多くも植民地支配を経験している。東アジアのカンボジアとラオスは20世紀前半、フランスの植民地だった。東ティモールは、周囲のほとんどがオランダ領東インド（1950年にインドネシアとして独立する）の島々のなかにあって、ポル

トガルの植民地だった。1974年にポルトガルが撤退した後はインドネシアの占領が始まり、2002年によく独立を果たす。

東アジアのミャンマー、南アジアのバングラデシュ、大洋州（太平洋地域）のキリバス、ソロモン諸島、ツバル、そして中東のイエメンの東部と南部は、第二次世界大戦直後は英領だった。カリブ諸国のハイチは、コロンブスが到着した後スペインの支配を受け（las Casas [1552]）、17世紀にはフランスが植民地化した。1804年にいったん独立を果たすものの、1915年に今度はアメリカに占領される。1934年に米軍は撤退するものの、アメリカの干渉は続いた。その後、政情不安は続き、2021年には現職大統領が自宅で暗殺されるほどに治安が悪化している。

このように、植民地支配はたとえそれが数十年前に終わったとしても、それまでの長い間、経済・政治・社会の構造に大きく影響を与えているため、それらが発展を妨げる負の遺産として残ってしまっている。

さらにLDCsのいくつかの国々は、別の試練にも直面している。1つには自然条件である。西アフリカのチャド、ニジェール、ブルキナファソ、マリ、モーリタニアといった国々は、国土のかなりの部分がサハラ砂漠に位置し、乾燥が厳しいので作物の生育が困難である。バングラデシュやツバルは海拔の低い地域が多く、地球温暖化による海面上昇と、それに伴う海岸・河岸浸食が懸念されている。南アジアのネパール、中東のアフガニスタンは国土の多くが山岳地帯にあり、内陸国（landlocked country）なので、対外貿易に困難がある。

2つめの試練は、暴力である。暴力には、2022年2月から続くロシアによるウクライナ侵攻のような国家間戦争、既存の政権を軍

が武力で倒すクーデタ、および武装集団が互いに武力で勢力を競う内戦を含む国内紛争、何らかの主張を世に訴えるために暴力を用いるテロリズム、私利私欲や怨恨などに基づく暴力犯罪、などさまざまなレベルのものが包含される（西崎・武内編 [2016]）。

2020年以降に限っても、LDCsの国々はクーデタ（coup d'état）を経験した。アフリカではマリ（2020年、2021年）、ギニア（2021年）、スーダン（2021年）、ブルキナファソ（2022年）、ニジェール（2023年）において、軍が政権を転覆している。東アジアでも、2021年にミャンマーにおいて、アウン・サン・スー・チーを実質的指導者とする政権を軍がクーデタによって倒した。

このような暴力は、民間人の日常生活を妨害し、偶発的殺傷の危険を高め、さまざまな人権侵害の原因となり、経済活動をも阻害する。ここで留意したいのは、植民地支配の際に植民地宗主国が、植民地の人々の支配を容易にするため、人為的に作り出した対立構造が、現在の紛争の遠因となっている場合があるということである。例として、ルワンダにおいて、宗主国ベルギーの植民地経営の便宜のために「トゥチ」「フトゥ」の名称のもとに人々が分断され、支配・被支配関係を構築されたことが、100万人もの犠牲者を生んだとされる1994年のルワンダ虐殺の要因だったことをあげておく（☉第1章）。

小括として述べたいことは、LDCsに代表される現在の低所得国の経済的困難には、植民地支配のような歴史的経緯、過酷な自然条件、治安に関する高い危険度などがあるということである。

4 国際協力の意義

これまでみてきたように、現在の高所得国と低所得国の間には、生活水準や、日常生活に潜むリスクの大きさ、そしてそれへの対処法の充実度といった点で大きな違いがある。このような違いに直面したとき、私たちは格差を縮小するために国際協力（国際協力の定義については「はしがき」を参照）をすべきだろう。

イギリスの国際開発学者デイビッド・ヒュームは、高所得国が低所得国に対して国際協力することの理由を表序-2 で示したような4つの理由に分類している。

「同じ人間としての共感」という動機は、その強弱はあれ、人間として誰しも心の奥底にもっているものだろう。グローバリゼーションによって世界が狭くなった現在、世界の誰かが困難に陥っているのであれば、それを支援するのは道理であるとする考え方である。これはグローバル正義論とも呼ばれる (Pogge [2008], 神島 [2015])。

2つめにあげた「道義的責任」は、本章前半で示したような歴史的知識があって初めて生まれる動機である。この点については以下でくわしく論じたい。

第3、第4の動機は、いずれも自国の利益になるから国際協力する、というものである。違いは、第4の動機が自国の直接的利益のみに着目しているのに対して、第3の動機は、国際協力する相手国が繁栄して初めて自国も利益を得る、といったメカニズムが働くことを期待している点である。第3動機は、ウィン・ウィン原則と解釈することもできよう。

表序-2 ヒュームによる「高所得国が低所得国を支援する理由」の整理

	理 由	説 明
1	同じ人間としての共感	困難に直面している人々を支援するのは人間として当然だから
2	道義的責任	現在の途上国の貧困は、先進国が過去に行ったこと（植民地支配等）の帰結だから
3	共通利益	援助を受ける国の繁栄は、貿易や金融等の取引を通じて、援助する国にとって（間接的な）利益になるから
4	自己利益	政府開発援助が、プロジェクトの資材等を援助供与国（途上国に援助を行う国）から調達することや、国連の場における援助供与国の立場への支持などを通じて、援助供与国の（直接的な）利益になるから

注：原典において「同じ人間としての共感」は *moral duty* と表現され、訳書においては「道徳的義務」と訳されている。

出所：Hulme [2016] Chapter 1 の記述を要約したもの。

第2動機としてあげられている「道義的責任」について、ここで深く考えてみたい。そもそも、今を生きる私たちに、私たちの先祖が過去に犯したことを償う責任があるのだろうか。

筆者らも、そしておそらく多くの読者も第二次世界大戦終戦（1945年）以降の生まれであろう。そのころの日本の支配層は、資源獲得等を目的として他国を侵略したり、真珠湾攻撃を仕掛けたりしたわけであるが、後に生まれた私たちは、（タイムマシンでも使わない限り）何をどう頑張ってもそれらを止めることはできない。それなのにどうして現代人の私たちが、道義的責任を負うことができようか。

「自分の意思で行ったことにのみ責任を負う」という考え方を道徳的個人主義 (*moral individualism*) と呼ぶ (Sandel [2009])。道徳的個人主義には一定の説得力があろう。自分がしたことに責任を負

うのは当然だ。しかし祖先とはいえ、自分以外の人たちがしたこと
に自分が責任をもつ必要があるだろうか。

哲学者のマイケル・サンデルは、道徳的個人主義に異議を唱える。
それは、どんな個人も自分の人格形成をいずれかの集団（共同体）
のなかで行うことに拠っている。たとえば多くの場合日本人は、日
本社会のなかで日本文化の影響を強く受けて、人格や倫理観、価値
観を形成する。そして世界のどこに生まれる誰であっても、その地
域の文化・社会のなかで人間性を涵養し、常識を形成していく。そ
れが事実であるならば、日本がかつて集団として他の集団に対して
行ったことに対して、現在の日本人にも責任の一端があるのではな
いか、とサンデルは考える。日本がかつて侵略した国々に対して、
もっと早く、もっと手厚い補償をしていれば、現在残る格差はもっ
と早く解消したのではないか。現在の日本の繁栄の一部は、侵略さ
れた国の犠牲の上に成し遂げられたのではないか。このように、属
する共同体が個人の価値観や個人の責任に影響を及ぼすという見
方を共同体主義（communitarianism）と呼ぶ（Sandel [2009], 神島
[2018]）。

さらに「道義的責任」は、時が経つにつれて増幅する側面がある
ことを強調しておきたい。第二次世界大戦後の世界の貿易・金融体
制は、事実上、当時の先進国がつくり上げた。そしてそれらは現在
明らかになっている温暖化や資源枯渇といった環境問題の原因とな
った。過去から現在までの私たちの行いすべてが、現在の低所得国
の経済構造や、それらの国々が直面する環境問題に結びついている
ことにも、思いを及ぼす必要がある。

これらをふまえ、私たちはどのような考え方を基礎として国際協

力に携わるべきなのだろうか。ヒュームの整理（表序-2）による「同じ人間としての共感」，「道義的責任」の基礎としては，グローバル正義論，道徳的個人主義，共同体主義をあげた。一方，共通利益や自己利益を理由にして国際協力を行う人もいる（➡第13章）。される側からみたら，動機に基づく効果の違いはないのが普通である。相手側は，効果さえ表れれば，協力する側の動機は問わない。

本書を通読して，読者は国際協力に対してどのような見方を形成するだろうか。答えは人それぞれでよい。書いてあることに賛成するか，反対するか，考えながら読み進めてほしい。

索引

事項

● 数字・アルファベット

0.7% 196

— 目標 171

3大感染症 127, 129, 131

AI 39, 55

Beyond GDP 293-295

BHN →人間の基本的ニーズ

BOP ビジネス 224, 225

BRAC 204, 207

BRICS 174, 196

CBR →地域に根ざしたりハビリテーション

CDM →クリーン開発メカニズム

CSO →市民社会組織

—の開発効果のためのイスタンブール原則 211

南の— 204, 207, 209, 216, 217

CSR →企業の社会的責任

DAC →開発援助委員会

—市民社会勧告 209, 211, 213, 215

DDR →武装解除・動員解除・再統合

ESG 投資 236

FGM/C →女性性器切除

FOIP →自由で開かれたインド太平洋

GAD →ジェンダーと開発

HDI →人間開発指数

HDP ネクサス →人道・開発・平和の連携

HIV/エイズ 118, 127, 170, 172

IMF →国際通貨基金

JICA →国際協力機構

LDCs →後発開発途上国

LGBTQ 61

MDGs →ミレニアム開発目標

NGO 34, 72, 82, 84, 87, 90, 94, 111, 112, 201, 202, 229, 258, 259

NIEO →新国際経済秩序

NIEs →新興工業経済地域

NTDs →顧みられない熱帯病

ODA →政府開発援助

—大綱 →政府開発援助大綱

OECD →経済協力開発機構

OHCHR →国連人権高等弁務官事務所

ORT 126

OSA →政府安全保障能力強化支援

PHC →プライマリー・ヘルス・ケア

PKO →国連平和維持活動

SDGs →持続可能な開発目標

ポスト— 245, 262, 283, 295, 297

SGBV →性とジェンダーに基づく暴力

SOGI →性的指向・性自認

SSR →治安部門改革

STEP →本邦技術活用条件

UHC →ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ

UNDP →国連開発計画

UNDRR →国連防災機関

- UNEP →国連環境計画
 UNICEF →国連児童基金
 UNSDCF →国連持続可能な開発協力
 枠組み
 USAID →アメリカ国際開発庁
 VNR →自発的国別レビュー
 WHO →世界保健機構
 WID →開発と女性
- あ 行
- アドボカシー 206, 208
 アメリカ国際開発庁 (USAID) 138,
 250
 安全保障 171, 258, 259, 274-276
 アンタイド 168, 279
 —比率 278
 慰安婦問題 69
 医学モデル 109
 一帯一路構想 175
 移民 87, 210, 218, 288, 299
 ウェルビーイング 290, 291, 293-295
 エコロジカル・フットプリント 52
 円借款 175, 176, 267
 援助協調 172
 援助疲れ 224, 273
 援助の非植民地化 216
 エンパワーメント 65, 66, 206, 211
 女性の— 61, 67, 73, 111, 288
 オイル・ショック 252, 270
 汚職 257
 オックスファム 223
 オーナーシップ 172, 211, 259, 271
 オファー型協力 277, 278
 温室効果ガス 142, 143, 145, 146,
 148, 256
- か 行
- 外貨原則 167
 開発援助委員会 (DAC) 30, 169, 171,
 172, 175, 177, 196, 209, 210, 214-
 216, 218, 250, 266, 274, 278
 開発 (の) 課題 26, 27, 29, 35, 181,
 230, 234, 246, 249, 262
 開発協力 274, 276
 —大綱 73, 274-277
 開発と女性 (WID) 70
 顧みられない熱帯病 (NTDs) 129,
 130
 顔の見える援助 275
 学習の危機 88
 ガバナンス 257
 寡婦 105
 環境影響評価 (環境アセスメント)
 138, 139, 156
 環境問題 13, 141, 144, 148, 151, 256,
 285
 地球— 137, 142, 149, 155, 156
 間接統治 28
 官民連携 227
 緩和 148, 150
 企業の社会的責任 (CSR) 222, 233
 気候危機 284
 気候変動 39, 48, 51, 81, 89, 143,
 145-151, 153, 209, 256, 261, 289-
 291
 技術協力 165, 205, 267, 269
 基礎教育 85, 88
 基本的ニーズ (ベーシック・ニーズ)
 41, 44, 206
 共創 277, 278, 298
 共通だが差異のある責任 143, 144,
 146, 148, 156
 —の原則 154
 共同体主義 13, 14
 極度の貧困 43, 46, 53, 66, 81
 近代化論 251
 クズネツの逆U字仮説 48
 クーデタ 10, 26, 30, 32
 クリーン開発メカニズム (CDM)
 147
 グローバリゼーション 7, 11, 55,
 260-262

グローバル・ケア・チェーン 74
グローバル・サウス 174
グローバル正義論 11, 14
グローバル・タックス 54
グローバル・バリュー・チェーン
74
ケアエコノミー 74
経口補水療法 125
経済開発 83, 137, 246, 255
経済協力 269
経済協力開発機構 (OECD) 30, 54,
138, 168, 169, 196, 218, 250, 270,
278, 279
ケイパビリティ・アプローチ 41, 42
現地主導の開発 216
権利ベース・アプローチ 83
公害問題 141, 156
高所得国 2, 3, 11, 52, 131, 133, 164
公正 33, 34
構造主義 250, 253
構造調整 223, 261, 275
——政策 194, 245, 253, 254, 257,
260
構造的暴力 21-23, 27, 29, 30, 287
後発開発途上国 (LDCs) 7-10, 80,
92
公平性 74
合理的配慮 113
高齢者 43, 45, 73, 93, 99, 101, 103-
109, 114, 119
国際協力機構 (JICA) 35, 73, 155,
166, 175, 176, 198, 250
国際協力事業団 139
国際通貨基金 (IMF) 163, 185, 192-
194, 197, 222, 253, 254
国際貧困線 44-46, 66
国内格差 50
国連開発計画 (UNDP) 41, 65, 184,
186, 188, 189, 198, 250, 255, 272
国連開発システムの改革 188
国連環境計画 (UNEP) 145, 185,

189
国連持続可能な開発協力枠組み
(UNSDCF) 188, 189, 286
国連児童基金 (UNICEF) 82, 89, 90,
96, 185, 189, 198, 254
国連・障害者の権利条約 52, 113
国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR)
89, 186, 189
国連平和維持活動 (PKO) 30, 31, 33,
34, 197
国連平和維持ミッション 258, 259
国連防災機関 (UNDRR) 153, 186
個人的暴力 21-23, 30, 287
国家安全保障戦略 274, 275
国家間格差 50
国家建設の課題 27-30, 35, 249, 258,
259, 262, 296
子ども参加 95
子どもの意見の尊重 94
子どもの権利条約 80, 81, 83, 84, 94,
95
子どもの最善の利益 95
子どもの保護 90, 93
子どもへの暴力 89, 93, 94
● さ 行
財政支援 168
財政投融资 166, 267, 270
搾取工場 233, 235
サプライチェーン・マネジメント
225, 232, 236
産業革命 3, 148, 149, 246
三十年戦争 25
三方良し 222
ジェノサイド 29, 33
ジェンダー主流化 72, 73
ジェンダーと開発 (GAD) 71
識字率 22, 64, 65, 114
自国中心主義 171
自助努力支援 271, 272
自然災害 2, 79, 82, 89, 92, 151, 153,

- 154, 187
 持続可能な開発目標 (SDGs) 24, 43, 49, 51, 52, 54, 64, 67, 70, 86, 88, 89, 96, 121, 171, 189, 196, 205, 208, 209, 221, 224, 237-239, 245, 246, 260, 261, 283, 291, 295
 児童婚 20, 70, 80, 92
 児童労働 91, 92, 230
 ジニ係数 49
 自発的国別レビュー (VNR) 65, 209
 市民社会 202, 285, 287
 —スペース 211, 213, 215
 市民社会組織 (CSO) 201, 202, 205, 206, 208-210, 213, 215, 216, 218
 国際— 204, 207, 212, 216, 217
 社会開発 83, 205, 254, 255, 259, 261
 社会的営業許可 239
 社会的排除 42, 43, 45
 社会的不正義 19, 22, 23, 35, 36, 284
 社会的連帯経済 56, 284, 286-290, 293
 社会福祉 99, 104, 108, 114
 社会保険 106-108
 社会保障 99, 105
 社会モデル 109
 借 款 165, 175, 267, 269-271
 従属論 223, 252
 自由で開かれたインド太平洋 (FOIP) 276, 279
 主権国家システム 19, 21, 24, 26, 30, 249, 258
 障 害 87, 95
 —者 43, 45, 52, 73, 92, 99, 108-112, 114, 288
 消極的平和 23, 34
 条件付き所得移転 108
 消費者ボイコット 230
 植民地支配 3, 4, 6, 8-10, 26, 28, 164, 249
 植民地独立付与宣言 25, 247, 248
 女性差別撤廃条約 60, 62, 73
 女性性器切除 (FGM/C) 69, 70
 所得格差 48, 54
 自立生活運動 110
 新型コロナウイルス 39, 45, 47, 51, 53, 81, 88, 92, 101, 104, 117, 118, 126, 131, 133, 181, 191, 284
 人権デュー・デリジェンス 232, 236
 人権ベース・アプローチ 207
 新興工業経済地域 (NIEs) 7
 新興国 174, 260, 261
 人口転換 100, 101
 新興ドナー 174, 273
 人口爆発 100
 新国際経済秩序 (NIEO) 252
 人道・開発・平和の連携 (HDP ネットワーク) 187
 水銀汚染 144, 156
 水質汚濁 139, 142, 156, 229
 垂直な不平等 49
 水平な不平等 49
 生活習慣病 122, 124, 133
 脆弱性 42, 45, 46, 52, 284
 脆弱層 47, 52, 107, 108
 成長段階論 251
 性的指向・性自認 (SOGI) 61
 性とジェンダーに基づく暴力 (SGBV) 69
 性と生殖に関する健康と権利 →セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ
 政府安全保障能力強化支援 (OSA) 276, 277
 政府開発援助 (ODA) 34, 108, 142, 161, 165-167, 170, 171, 175, 176, 196, 201, 205, 209-211, 213-215, 217, 218, 224, 260, 261, 266, 269-271, 275, 276, 278, 279
 —大綱 (ODA 大綱) 271, 272, 274
 世界銀行 (世銀) 21, 41, 51, 81, 120, 138, 163, 167, 185, 192-194, 197,

253, 254, 257, 267
世界経済フォーラム 49, 67, 224, 285, 286
世界社会フォーラム 284-286
世界人権宣言 62, 72, 293
世界保健機構 (WHO) 89, 90, 181, 185, 189, 191, 192, 254, 293
セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利) 65
セクター・ワイド・アプローチ 172
積極的平和 23
絶対的貧困 42, 43
セーブ・ザ・チルドレン (Save the Children) 82, 204
セーフティ・ネット 2, 108
先住民 (族) 3, 45, 73
相対的貧困 42
贈与 165, 167, 193, 270-272
ソーシャル・ビジネス 297
損失と損害 150

● た 行

第一次世界大戦 5, 6
大気汚染 139, 141, 142, 156, 229, 291
第三世界 174, 248, 252
大収斂 7
第二次世界大戦 5, 6, 9, 12, 13, 25, 29, 30, 39, 69, 162-165, 192, 205, 206, 222, 246, 247, 269
大分岐 3
多国間援助 162, 163
多次元貧困 44, 47, 49
脱植民地化 25, 26, 30
多文化共生 299
多様性 74
治安部門改革 (SSR) 35, 258, 259
地域に根ざしたりハビリテーション (CBR) 111
中立 33, 34

帝国主義 5
低所得国 3, 10, 11, 13, 48, 52, 53, 87, 164, 193
適 応 148, 150
投資支出原則 167
道徳的個人主義 12-14
ドーナツ経済 290-292, 294
奴隷貿易 5

● な 行

内陸国 9
ナショナリズム 7
資源 — 252
南北問題 29, 248, 249, 279, 285
難 民 29, 45, 52, 87, 210, 288, 298, 299
二国間援助 161-164, 227
乳幼児死亡率 22, 119
人間開発 41, 53, 83, 205, 255
— 指数 (HDI) 47, 52, 255
人間の安全保障 186, 259, 272, 273, 276
人間の基本的ニーズ (BHN) 205
妊産婦死亡率 65, 66, 119, 120
ノンフォーマル教育 85, 88, 288

● は 行

白人の責務 247
パートナーシップ 201, 211, 214, 215, 217, 218, 239, 259
パリ協定 148, 150, 190
パリ宣言 172, 271
万人のための教育 84
非感染症疾患 121, 122, 133
ビジネスと人権 222, 224, 232, 239
ヒモ付き援助 168, 278
貧困者比率 43, 45
フェアトレード 224, 238, 285
武装解除・動員解除・再統合 (DDR) 35, 258, 259
プライマリー・ヘルス・ケア (PHC)

125, 126, 254
プラスチック汚染 137, 154, 156
武力紛争 19-21, 26, 30, 118
ブレトンウッズ 163, 192
平均寿命 118
平和維持 31, 34
平和構築 31, 34, 35, 207, 210, 245,
257-259, 296
平和創造 31
ベーシック・ニーズ →基本的ニーズ
包摂性 74
母子保健 121, 129
本邦技術活用条件 (STEP) 278, 279

●ま 行

マーシャル・プラン 163, 169
未来サミット 294
ミレニアム開発目標 (MDGs) 49,
64, 85, 205, 224, 259-261
民間部門 261, 262

無償援助 165, 267, 269
名誉殺人 70
モノカルチャー 4, 8

●や 行

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ
(UHC) 124, 288
輸入代替工業化 251, 253, 261
要請主義 271
予防外交 31

●ら 行

倫理的消費者運動 229-231, 233, 235
冷戦 248, 257, 259
歴史的責任 149
労働力参加率 66

●わ 行

ワクチン 52, 131, 132, 181, 192

人 名

●あ 行

- アウン・サン・スー・チー 10
秋月弘子 62
アタワルパ 3
アナン, コフィ 33
アミン, サミール 251
市井礼奈 74
ウィリンジイマナ, アガト 32
ヴェーバー, マックス 24
大村智 130
緒方貞子 186, 272
小淵恵三 273

●か 行

- ガルトウング, ヨハン 21-23
ギブソン, キャサリン 289
キプリング, ラドヤード 247
キャンベル, ウィリアム 129
グテーレス, アントニオ 183, 184,
187, 188, 295
グラハム, ジュリー 289
クリントン, ビル 33
ケネディ, ジョン・F. 250
ケマル, ムスタファ 62
コルニア, アンドレア 275
コロンブス, クリストファー 9

●さ 行

- サッチャー, マーガレット 253
サンデル, マイケル 13
ジャンベック, ジェナ 155
スティグリッツ, ジョセフ 223
スミス, アダム 223
セナック, レジャーヌ 74
セン, アマルティア 41, 42, 255, 272

ソルニット, レベッカ 297

●た 行

- ダイヤモンド, ジャレド 3
田口一成 297
暉峻淑子 296
トゥール, プラムディヤ・アナンタ
7
トルーマン, ハリー 249

●な 行

西川潤 293, 296

●は 行

- ハク, マブーブル 41, 255
ハビヤリマナ, ジュベナル 32
ピケティ, トマ 54
ピサロ, フランシスコ 3
ヒューム, デイビッド 11, 14
広井良典 294
廣田裕之 287
フェリペ2世 5
深沢七郎 103
ブトロス・ガリ, ブトロス 30
ブラハラード, コインバトール
225-227
フランク, アンドレ 251
フランクス, オリバー 248, 250
ブレア, トニー 35
フレイザー, ナンシー 74
ボーヴォワール, シモヌ・ド 103
ボンダパッドエ, ピプティブション
104
- ### ●ま 行
- マーシャル, ジョージ 163

マゼラン, フェルディナンド 4
ミッテラン, フランソワ 32
ムセヴェニ, ヨウェリ・カグタ 32
メータ, ハンサ 62
モハメッド, アミーナ 189

●や 行

吉田和浩 88

●ら 行

ラス・カサス, バルトロメ・デ 4
ラワース, ケイト 291
リスター, ルース 40
レイ, サタジット 104
レーガン, ロナルド 253
ロストウ, ウォルト 251

【y-knot】

これからの国際協力——私たちが望む未来のために

New Perspectives for International Cooperation: For the Future We Want

2025年4月1日 初版第1刷発行

編者 たかす なおこ やまがた たつふみ
高須直子・山形辰史

発行者 江草貞治

発行所 株式会社有斐閣

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 2-17

<https://www.yuhikaku.co.jp/>

装丁 高野 美緒子

印刷 大日本法令印刷株式会社

製本 大口製本印刷株式会社

装丁印刷 株式会社享有堂印刷所

落丁・乱丁本はお取替えいたします。定価はカバーに表示してあります。

©2025, Naoko Takasu and Tatsufumi Yamagata

Printed in Japan. ISBN 978-4-641-20016-6

本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内の利用でも著作権法違反です。

JCOPY 本書の無断複写(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、(一社)出版者著作権管理機構(電話03-5244-5088, FAX 03-5244-5089, e-mail:info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。